

生駒市条例第 16 号

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

生駒市長 山下 真

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

生駒市道路占用料に関する条例（昭和 35 年 6 月生駒市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「40 円」を「50 円」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

道路占用料額

占用物件	基準		料金
	期間	単位	
第 1 種電柱	1 年	1 本	630 円
第 2 種電柱	1 年	1 本	970 円
第 3 種電柱	1 年	1 本	1,300 円
第 1 種電話柱	1 年	1 本	560 円
第 2 種電話柱	1 年	1 本	900 円
第 3 種電話柱	1 年	1 本	1,200 円
その他の柱類	1 年	1 本	56 円
共架電線その他上空に設ける線類	1 年	1 メートル	6 円
地下に設ける電線その他の線類	1 年	1 メートル	3 円
路上に設ける変圧器	1 年	1 個	550 円
地下に設ける変圧器	1 年	1 平方メートル	340 円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 年	1 個	1,100 円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1 年	1 個	470 円

地下埋設物類	外径が 0.07 メートル未満のもの	1 年	1 メートル	24 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	1 年	1 メートル	34 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	1 年	1 メートル	51 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	1 年	1 メートル	67 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	1 年	1 メートル	100 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	1 年	1 メートル	130 円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	1 年	1 メートル	240 円
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	1 年	1 メートル	340 円
	外径が 1 メートル以上のもの	1 年	1 メートル	670 円
	通路	上空に設けるもの	1 年	1 平方メートル
地下に設けるもの		1 年	1 平方メートル	600 円
その他のもの		1 年	1 平方メートル	1,100 円
板囲、足場、さく等工事用施設類		1 月	1 平方メートル	200 円
広告物類	看板	1 年	1 平方メートル	2,000 円
	アーチ	1 月	1 基	2,000 円
	広告塔	1 年	1 平方メートル	2,000 円
標識		1 年	1 本	900 円
アーケード（日覆を含む。）		1 年	1 平方メートル	1,100 円
その他のもの		市長が別に定める額		

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の際現に許可を受けている道路の占用に係る当該期間の占用

料の額については、改正後の生駒市道路占用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。